

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N648
2025・2・25

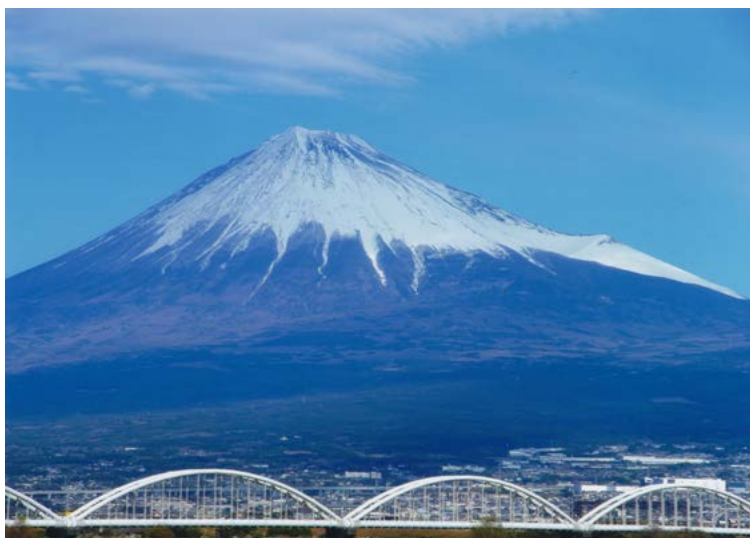
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

女川原子力発電所運転差止請求控訴事件の……………小野寺信一
控訴審判決について

日本クルド文化協会の事務所周辺での……………河西拓哉
ヘイトデモ禁止仮処分について

【議長トーク】「町弁インターンの起源」……………笹山尚人

〈シリーズ：憲法と私②〉私と「職業選択の自由」……………前田修平



新幹線・車窓より

女川原子力発電所運転差止請求控訴事件の 控訴審判決について

宮城県 小野寺信一
(女川原発再稼働差止訴訟弁護団)

二〇二四(令和六)年二月二七日の女川原子力
発電所運転差止請求控訴事件の控訴審判決の内
容と顛末について、以下のとおりご報告いたしま
す。

1 本件の特徴

原発は五層の防護によって守られています。一
層～四層は止める、冷やす、閉じ込める、五層は
放射性物質が外部に放出された場合の減災を目的
とし、避難計画は五層に含まれます。本件の特徴
は五層の避難計画の不備のみを理由としているこ
とです。その理由は

- ・ 短期決戦が可能
- ・ 科学論争を回避できる
- ・ 住民の調査と常識で不備を判断できる
- ・ 情報公開と質問書で不備を暴ける

と判断したからです。これを後押ししたのが水戸
地裁令和三年三月一八日判決です。同判決は、深
層防護の第一から第五の防護レベルのいずれかが
欠落し、又は不十分な場合には、発電用原子炉施
設が安全であるということはできず、周辺住民の
生命、身体が害される具体的危険があるとして、
避難計画の不備だけで原告を勝訴させました。

2 本件の経過

二〇二二(令和三)年五月二八日 提訴

二〇二二(令和四)年一月二八日 結審

二〇二三(令和五)年五月二四日 一審判決

一審の訴訟提起時、避難計画の実効性が欠けて
いるポイントを一〇点挙げましたが、訴訟最終段
階、「検査場所を開設できない」「バスの確保と配
備ができない」の二点に絞りました。それをほぼ
立証できたからです。

被告(東北電力)は避難計画の実効性に正面か
ら反論せず、以下の二点に絞って反論しました。
・ (避難計画の実効性を議論する前提として)
事故の具体的危険の主張・立証が必要。原告
はそれをしていない

・ 内閣府主催の「女川地域原子力防災協議会」
が二〇二〇(令和二)年三月二五日、「具体
的・合理的」であることを「確認」している

3 一審判決

一審判決は、差止めの要件として「本件二号機
の運転再開によって放射性物質が異常に放出され
る事故(以下、大事故)が発生する危険の具体的
な主張立証」を原告らに求め、それがなされない
限り「本件避難計画が実効性を欠くものであった
としても、控訴人らの人格権が違法に侵害される
具体的危険があるものと認めることはできない。」
と結論。東北電力の主張に沿う判断です。

4 控訴審の闘い

一審判決に対し、原告は以下のとおり反論しました。

- ① 大事故は想定外から発生する。福島第一原発事故がそれを示している。いつどんなきっかけで大事故が発生するのかの主張・立証は不可能であり、可能なら電力会社と規制委員会がすべき
- ② 「大事故は起きることがある」は公知の事実
・ 前規制委員会委員長の一〇二二（令和三年）四月八日の国会答弁
「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考える」
「防災を考える場合は、大規模な事故を起きるのは起きるものとして考えることが基本」
・ 東北電力は検査場所に六〇〇名の職員を派遣
大事故はいつ起こるか分からないが、起きることがあるから避難計画の策定が法律で義務づけられている
- ③ 「いつどんなきっかけで大事故が発生するのかの主張・立証」を求めることは、避難計画の前提である「大事故は起きることがある」までを否定することになる

5 控訴審の第一回期日の裁判所の方針

控訴審の第一回期日で、瀬戸口裁判長が

- ① 門前払いの一審判決と同じ判断をしない
- ② 避難計画の内容について判断する
方針を示し、希望が出てきました。その方針に従った審理が続いたので、瀬戸口裁判長の下での結審を求めたのですが、その後、倉澤裁判長に交替し、倉澤裁判長の下で結審することになったのです。裁判長の交替の背後に最高裁の圧力を感じ取って、原告団、弁護士は一審判決と同じ判決が出ると予想しました。

6 控訴審判決

予想に反し、控訴審判決は避難計画の内容に踏み込み、判断基準まで示しました。さすがに瀬戸口裁判長の方針を完全に否定できなかったのです。

但し、以下の点が不当です。

- ① 深層防護は、他の防護措置とは独立して効果をあげるべきものであるにもかかわらず、本判決では、複数の防護レベルで全体としての効果が期待されればよい旨の判断をした。かかる判断は、深層防護の前段否定の論理の否定につながる。

- ② 避難計画の効果をあげられないというために

は、一斉避難をしなければならないような放射性物質の異常な放出の具体的な機序や態様を特定することを求めている。不可能な立証を求めたもので不当である。

- ③ 私達が重点を置いて主張した避難場所の開設困難、バス輸送の確保ができないことについては、前者については臨機応変に決定すればよいとの判断であった。私達は、どのような事故であつても開設が困難であると主張・立証してきたのであり、証拠を無視した判断である。バス輸送の確保については、それを認めるに足りる確な証拠はないと判断した。これも証拠を無視した判断である。

7 控訴審判決に対する上告及び

上告受理の申立

女川原発再稼働差止訴訟原告団及び同弁護士は、二〇二四年二月三〇日の脱原発弁護士全国連絡会との協議の結果、同年二月二七日の高裁判決に対し、苦渋の選択ではありますが、上告及び上告受理の申立をしないことを決定しました。理由は以下のとおりです。

- ① 本判決は、避難計画に全く踏み込まなかった門前払いの一審判決と異なり、避難計画の内容に踏み込んでいる。避難計画を争点とする他の訴訟も、一審判決と同様の判決を数多く受けて

いる中で、仙台高裁が避難計画の内容に踏み込み、かつ、判断基準まで示して出したことは注目に値し、他の訴訟にとって有益である。

② 上告及び上告受理の申立をすれば、現存の最

高裁の状況からして、門前払いの二審判決に戻る可能性を否定できない。その場合、避難者からの訴えを棄却した最高裁の令和四年六月二七日福島第一原発事故の国家賠償訴訟に下級審が

例外なくひれ伏している状況に鑑み、避難計画を争点として他の訴訟に壊滅的な悪影響を与える可能性がある。

日本クルド文化協会の事務所周辺での ヘイトデモ禁止仮処分について

神奈川 河西 拓哉

一 ヘイトデモ禁止仮処分決定と 訴訟提起

二〇二四年一月二日、さいたま地方裁判所は、クルド文化協会を債権者、ヘイトデモの主催者である神奈川県在住の男性を債務者として、クルド文化協会の業務を妨害する一切の行為を禁止する仮処分命令を下しました。当該仮処分は、前記債務者がクルド人差別を煽動するデモを日本クルド文化協会の事務所周辺で繰り返し行っており、同年一月二四日にヘイトデモの実施を予告

していたことから、同協会が申し立てたものです。ヘイトデモ禁止仮処分命令が発令された後、前記債務者から日本クルド文化協会に対する起訴命令の申立てがなされたため、同協会は二〇二四年二月二七日付で、前記債務者に対し、ヘイトデモの禁止（差止め）に加え、差別的言動による人格権や平和的生存権等の侵害に対する損害賠償を求めて訴訟を提起しました。

二 クルド人について

クルド人は、トルコ、イラク、イラン、シリア、

アルメニアといった国々にまたがるクルディスタンと呼ばれる山岳地帯に居住し、クルド語を母語とする民族です。国家を持たない世界最大の民族とされ、人口は三〇〇〇万人程度とされています。欧米諸国ではトルコにおけるクルド人への迫害は周知の事実で、二〇二二年の国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の報告によれば、トルコ出身の難民申請者（主にクルド人）の難民認定率は、カナダでは九五％、アメリカ七八％、英国七九％、オーストラリア七三％となっています。一方、日本で明らかにされているトルコ出身のクルド人へ

の難民認定は、二〇二三年に札幌高裁判決を受けてなされた一件のみで、多くのクルド人が難民認定を受けられずにいます。

また、日本では、埼玉県川口市や蕨市にクルド人の集住地域があり、およそ二〇〇〇人のクルド人が居住していると言われております(同地域に居住する外国人のうち四％程度とされています)。

三 川口市周辺に在住するクルド人へのデマやヘイトスピーチの状況

クルドの人々に対するデマ・ヘイトスピーチは二〇二三年夏頃から散見されるようになりました。そのきっかけとしては、同年五月二五日に参議院法務委員会にて、入管法改悪案(難民認定手続き中の難民認定申請者に対して認められている送還停止効を、原則として三回目以降の難民認定申請者には認めない旨の改悪等)を内容とするものについて、クルド人青年が反対の立場から意見陳述をしたことをきっかけに産経新聞等でクルド人に対する偏見・差別を煽る内容の記事が頻繁に発信されるようになったことや、同年六月二十九日に、川口市議会にて、クルド人に対する偏見・差別を煽る内容の「一部外国人による犯罪の取り締まり強化を求める意見書」なるものが採択されたことにあると考えられます。

現在、埼玉県川口市周辺に在住するクルド人へのデマやヘイトスピーチがインターネット等で横行し、クルド人を取り巻く状況は日々深刻なものになっています。二〇二四年九月下旬頃には、クルド人女児が一〇〇円ショップ内を歩いている様子を無断撮影され、その動画が「クルド人の子供が平気で万引きしてる」などというデマとともに拡散されるということがありました。

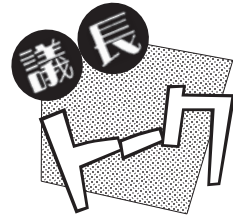
また、さいたま市の教育委員会は、二〇二四年九月六日、さいたま市内の小学校に通っていた一歳のクルド人女児に対し、在留資格の喪失を理由とする小学校の除籍処分(東京新聞で報道された翌日の二〇二五年一月二五日に撤回)を行いました。その原因がヘイトスピーチにあるかは明らかではありませんが、当該処分は子どもの権利条約や二〇一一年の政府答弁に反するものであり、かつ、これまで見られなかったものであることからすれば、ここ最近のクルド人に対するデマ・ヘイトスピーチ等がさいたま市教委に何らかの影響を与えたことが疑われます。

四 やじうじ

日本クルド文化協会の代表であるチカン・ワツカスさんは、ヘイトデモ禁止仮処分命令が発令された二〇二四年二月二日の翌日の会見で、「裁判所の決定は、私たちにとって大きな一歩であ

り、未来への希望を築くものです」と述べた一方で、「学校では子どもの間で『あなたたちクルド人だろ』『国へ帰れ』という言葉が使われることが増えた」と聞いている」と話し、「止めないといけない。子どもたちが『学校に行きたくない』となる前に」と訴えました。

クルドの人々に対するデマやヘイトスピーチは日に日にエスカレートしており、大人だけでなく子どもにまで甚大な被害が及んでいます。クルドの人々が一刻も早く日本で平穏に暮らしていけるよう、弁護団の一員として尽力していく所存です。重大事件は他にも数多くありますが、本件についても青法協会員の皆様にご支援頂ければ幸いです。



「町弁インターンの起源」

青法協の取り組みのひとつとして、「町弁インターン」というのがありますね。今回はその起源について語りたいと思います。

私が司法試験に合格した一九九八年一月。私たち五三期の司法修習開始は一九九九年四月。青法協の修習生部会を建設して活動できるように、私たち合格者の仲間と、修習開始前の約半年の期間を「有意義に」過ごすことをしました。

都内の集団事務所をくまなくまわり、その事務所の取り組む事件活動の学習会と修習生部会準備会の資金集めを行いました。一九九九年二月にはハンセン病事件の学習のため群馬県の栗生楽泉園を訪問し、三月には日韓法律家交流会に参加させてもらうため沖縄を

訪問し、修習生部会準備会独自に、大田昌秀元沖縄県知事との懇談会を行って沖縄の実情と県のとりのくみについて学びました。

その中で、私たちは、ふと気付いたことがあります。「弁護士って、とにかく自慢話ばかりしている」と。

しかし、当たり前ですが、日常生活は自慢できる内容ばかりではないはず。弁護士の貴重な取り組みを知れば知るほど、もっと日常の彼らを知りたい、と思うに至りました。

私たち五三期は合格後、また一九九九年の夏の合宿では論文試験を受験したばかりの五四期予定者のみなさんも参加していました。修習生委員会の会議と呼ばれて話をしていました。その中で、「もっと日常の弁護士を知りたい」「じゃあ、事務所に来れば良いじゃん。弁護修習みたいにな」という話になりました。そこで、司法試験合格後の一〇月から、修習が開始する前の三月までの司法修習の開始以前に行う研修、「プレ研修」が誕生したのです。

「プレ研修」は、五四期予定の合格者から早速スタートしました。日常の弁護士を知らば、必ずしもカッコいいところばかり見るわ

けではありませんが、家族との関係やら事務所での過ごし方やら、多くの状況に接することになりますし、一つ一つの事件も記録に当たったり打ち合わせに出たりして深く知ることができます。五四期の修習生部会準備会が活発に活動したこともあり、そこでの大成功を受けて、「プレ研修」は青法協の活動として定着していきました。

その後司法試験や司法修習制度の変容に伴って、「あれ？ なにがプレなの？」ということになり、名前は「町弁インターン」に変わりましたが、「町弁インターン」が青法協の会員の活動を知ってもらうために有意義なものであることに変わりはありません。

それに、七七期修習生以降の現在の修習生は、実は、「プレ研修」が始まった五四期のころと状況が似ています。即ち、司法試験に合格してから司法修習開始までの「プレ」の期間が長めに存在するのです。この期間に、「町弁インターン」をはじめとした合格者と密接なつながりを作っていく活動をたくさん行うことが大切ですね。青法協本部としても、強力に進めていきたいと考えています。

（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

山梨で会いましょう！

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会（春の全国ミーティング・山梨）を行います。常任委員以外の方も奮ってご参加下さい。

記

- 日 時 二〇二五年三月一四日（金）一三時～一五五時（土）一二時（予定）
- 場 所 山梨県
- 特別講演 「福井女子中学生殺人事件と再審法改正の現状と課題」 講師…吉川健司会員
- 地元企画 「福祉分野での労働事件」 報告…雨松拓真会員、加藤英輔弁護士、労働組合の方
- 若手弁護士実務講座 「労働事件の初歩」 報告…雨松拓真会員、加藤英輔弁護士
- オブショナルツアー 「ワイナリー巡り」

※詳細は弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



今後の日程

【第56回定時総会（神奈川）】

6月28日（土）・29日（日）

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

3月12日（水）10時半～

編集後記

▼世の中に絶えてネットのなかりせば、人の心はのどけからまし。完全な盗作である。しかし、どうも最近では、とりわけSNSの蔓延は、こういう感想を抱かざるを得ない状況となっている。確かに、インターネットを利用した情報通信が一般化し、大量の情報が手に入りやすくなった。▼しかし最近では、他人の誹謗中傷、悪意の攻撃、凶悪犯罪の人員確保に利用され、予想された選挙結果を変えるほどの影響力を発揮するなど、素直に喜べない状況が出てきている。デマ宣伝（学術的には「フェイクニュース」というらしい。）に人々が踊らされないかという懸念も杞憂とは言えないことも確かである。だからといって、「桜」なんかなくなれば精神衛生上いいと思う人はいないように、害があるから、一般国民にはインターネットの利用を禁止しようというわけにもいくまい。▼「青年法律家」としては、フェイクではない、正しい確実な情報を提供するように努めたい。

（高野真人）